

ニセコ町西富地区町民センター設置条例の一部を改正する条例（案）

ニセコ町西富地区町民センター設置条例（昭和52年9月27日ニセコ町条例第23号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

ニセコ町西富地区町民センターの設置及び管理に関する条例

第2条の次に次の1条を加える。

（使用時間）

第2条の2 西富地区町民センターの使用時間は、午前9時から午後10時までとする。

第6条を次のとおり改める。

（使用料）

第6条 第3条の規定による使用の承諾を受けた使用者（以下「使用者」という。）は、別表で定める使用料を納付しなければならない。ただし、町又は町の機関及び町内における社会教育関係団体が使用するときには使用料を徴しない。

第6条の次に次の1条を加える。

（使用料の免除）

第6条の2 町長は、前条の規定にかかわらず、使用者が公用若しくは公共用又は公益を目的とした場合、自治会活動を目的とした場合及び町長が特別の事由があると認めた場合はその使用料を免除することができる。

第7条の次に次の1条を加える。

（目的外使用の禁止）

第7条の2 使用者は、承諾を受けた目的以外に西富地区町民センターを使用し、使用の権利を他人に譲渡し、又はその全部若しくは一部を転貸してはならない。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第6条関係）

ニセコ町西富地区町民センター

1時間あたり基本使用料	500円
-------------	------

備考

- 1 使用時間には、準備及び後片付けの時間を含むものとする。
- 2 暖房を伴う場合の使用料は、基本使用料の130パーセントの額を徴収する。
- 3 専ら営利を目的として使用する場合の使用料は、基本使用料の200パーセントの額を徴収する。
- 4 冠婚葬祭に使用する場合は、上記の表に関わらず1日当たり50,000円（駐車場含む）とし、除雪経費は使用者の負担とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。